

平成27年6月中川村議会定例会議事日程（第3号）

平成27年6月19日（金） 午後2時00分 開議

日程第1	諸般の報告
日程第2	議案第5号 平成27年度中川村一般会計補正予算（第2号）
日程第3	請願第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書
日程第4	請願第5号 国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書
日程第5	請願第6号 沖縄の新基地問題の解決に当たり地方自治の堅持を政府に求める請願
日程第6	請願第7号 戦争につながる集団的自衛権の行使を具体化する「安全保障関連二法案」を廃案にすることを求める請願
日程第7	請願第8号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める請願
日程第8	陳情第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための完全かつ確実な運用に関する意見書（決議）採択を求める陳情
日程第9	陳情第2号 「非核・平和都市宣言」に反する集団的自衛権の行使にもとづく安保関連法案に反対の決議を求める陳情
日程第10	陳情第3号 「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」の提出についての陳情書
日程第11	陳情第4号 TPPに関する国会決議の実現を求める陳情
日程第12	発議第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について
日程第13	発議第2号 国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
日程第14	発議第3号 沖縄の新基地問題の解決に当たり地方自治の堅持を政府に求める意見書の提出について
日程第15	発議第4号 戦争につながる集団的自衛権の行使を具体化する「安全保障関連二法案」を廃案にすることを求める意見書の提出について
日程第16	発議第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の提出について
日程第17	発議第6号 「非核・平和都市宣言」に反する集団的自衛権の行使にもとづく安保関連法案に反対の決議について
日程第18	発議第7号 TPPに関する国会決議の実現を求める意見書の提出について
日程第19	発議第8号 「不戦の誓い」決議について
日程第20	委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番	高橋 昭夫
2番	湯澤 賢一
3番	松澤 文昭
4番	鈴木 絹子
5番	中塚 礼次郎
6番	柳 生 仁
7番	小池 厚
8番	大原 孝芳
9番	山崎 啓造
10番	村田 豊

説明のために参加した者

村長	曾我 逸郎	副村長	河崎 誠
教育長	下平 達朗	総務課長	福島 喜弘
会計管理者	中平 千賀夫	住民税務課長	米山 恒由
保健福祉課長	中平 仁司	振興課長	富永 和夫
建設水道課長	米山 正克	教育次長	座光寺 悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅 沼 元 臣
書記	松 村 順 子

# 平成27年6月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成27年6月19日 午後2時00分 開議

○事務局長 起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりであります。

日程第1 諸般の報告を行います。

村長より行政報告の申し出がありました。

報告第3号について報告を求めます。

○建設水道課長 報告第3号についてご説明いたします。

専決処分のご報告でございまして、地方自治法第180条第1項の規定により議会において規定されている事項について去る6月12日に次のように専決処分したものであります。

内容につきましてですが、公用車の衝突事故に係る損害賠償の額を決定し、和解するというものでございます。

事故の発生日時は5月21日、午前11時。

事故発生場所は役場駐車場内。

相手方は伊那市荒井3438-1、アルプス中央信用金庫、理事長 大澤一郎氏でございます。

被害車両は軽乗用車であります。

事故の概要は、職員が縦列駐車中の車両を後退させる際に後方停車中の相手方車両に接触し、フロント部分を破損したものであります。

このことを確認し、双方協議の結果、示談によりまして損害賠償額を17万5,276円と定めたものであります。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長 日程第2 議案第5号 平成27年度中川村一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第5号 平成27年度中川村一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

予算の総額に2,550万円を追加し、予算の総額を31億7,850万円とするものであります。

地方債の補正は第2表 地方債補正によるものであります。

今回の補正は、長野県グリーンニューディール基金事業に採択される見込みとなったことから防災活動の中心となる役場庁舎の電力、電気関係の整備を図るための補正

であります。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正は追加で、補助金の残額を補うため地域活性化事業債1,030万円を借り入れるものであります。充当率は補助残の90%、交付税算入率は30%でございます。

6ページをお願いいたします。

2 歳入、17款 県支出金1,395万円であります。グリーンニューディール基金市町村事業補助金であります。補助率は対象事業費の太陽光発電設備にあつては10分の10、LED照明設備にあつては3分の2となっております。

21款 繰越金で125万円を増額し、収支の調整を図ります。

8ページをお願いいたします。

23款の村債につきましては3ページの地方債補正のとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

9ページ、歳出。

2款 総務費の庁舎管理費で2,550万円の増額であります。委託料は太陽光発電設備の設置、LED化工事の監理業務であります。工事請負費につきましては、庁舎太陽光発電設備設置LED化工事であります。太陽光の発電量は20kwを確保し、LED照明は事務室への設置を行うものであります。非常時に防災拠点として機能し得る補助事業として認められる設備の整備を行うものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3 請願第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは報告いたします。

去る6月15日、本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました請願、受理番号4番、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について、6月17日、委員全員出席のもと、役場第2委員会室におきまして慎重に審査をいたしました。

審査の結果は採択です。

審査の過程で出された意見について申し上げます。

「教育を受ける権利が認められている以上、国庫負担は当然であろう。教育は、あらゆることの基礎であり、国の責任で制度を堅持、拡大するべきである。」「毎年、この請願が出され、意見書を提出しているが、国ではどのように推移し、検討をされているのか、検証も必要ではないか。」といったような意見が出されました。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○4番 (鈴木 絹子) 一般質問でも教育のことを取り上げたんですけども、日本の将来を背負う子どもたちにお金を十分に使っても、絶対、無駄はないと、そういうふうに思います。ぜひ、そういうふうにしてほしいという願いから、この案件に賛成したいと思います。

○議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

日程第4 請願第5号 国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書

を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは報告いたします。

去る6月15日、本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました請願、受理番号5番、国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に

関する請願書について、6月17日、委員全員出席のもと、役場第2委員会室において慎重に審査をいたしました。

審査の結果は採択です。

審査の過程で出された意見について申し上げます。

「中川村では30人学級が実現しているが、全国では、まだのところが多いと聞く。少人数であることで先生の日も行き届き、個性に応じたきめ細かい指導が可能。当然、進めるべきである。」「誰が考えても大切なことである。他の自治体には、このような請願が出されてはいないのか。なかなか実現しないのはなぜなのか、検証してみることも必要ではないか。」「意見書提出を継続することによって意味があり、実現に向かうのではないか。」等の意見が出されました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

日程第5 請願第6号 沖縄の新基地問題の解決に当たり地方自治の堅持を政府に求める請願

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは審査結果を報告します。

請願第6号 沖縄の新基地問題の解決に当たり地方自治の堅持を政府に求める請願について審査の報告をいたします。

去る6月15日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました請願第6号沖縄の新基地問題の解決に当たり地方自治の堅持を政府に求める請願について、去る6月17日、役場第1委員会室において、委員全員出席のもと、紹介議員の説明を受けて慎重に審査しました。

審査の結果は採択です。

請願の趣旨は、沖縄は1972年まで米軍の統治下に置かれ、住民の土地は強制的に摂取されて米軍基地が建設されてきました。沖縄の願いは本土並みの祖国復帰でしたが、米軍基地の74%が集中する状況は是正されず今日に至っています。基地に伴う事件は後を絶たず、今も住民生活を脅かしています。沖縄の新基地建設問題は、国と沖縄県の二者関係にとどまらず、国と地方との意見の食い違いがどのように解決されるかとの試金石として全国自治体の共通課題です。国と地方との間に方針の違いが出た場合、国が優越するわけではありません。地方自治法第1条2では、国と地方の役割を重点的な分担と記して自治体の自主性と自立性の尊重を明記しています。

審査の結果、賛成多数で採択となりました。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「趣旨採択でよいのでは。前回と同じような請願が趣旨採択であった。」「中川村が地方自治法に踏み込んでよいか。」賛成意見として「地方自治をはっきり国に言うべき。」「選挙で民意をもらった。村としても国に物を言うべき。」「戦後、銃剣やブルドーザーで脅かされた沖縄のことは、余り報道されていない。」。

異常報告とします。

よろしくご審議をお願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番 (大原 孝芳) 質問というよりも、今、説明の中ですね、紹介議員の説明、紹介議員の説明を受けたって言われましたが、これについては説明受けていませんので、訂正、訂正をお願いします。

○総務経済委員長 訂正いたします。紹介議員は受けておりません。読み間違えました。自分でも書いてありません。すみませんでした。

○議長 その今の部分につきましては、記録から削除をするようにいたします。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

○2番 (湯澤 賢一) 現在、沖縄の基地問題の解決に当たり地方自治の堅持を政府に求める請願につきまして、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

沖縄県民は、昨年、衆議院選挙を初め知事選挙など、辺野古への新基地建設に反対する候補を選びました。何よりも住民の生活に直接関与し、多くの許認可の権限を持つ県知事を選出し、県民の意思を明らかにしました。

しかし、この沖縄県民の明確な意思表示にもかかわらず、国は新基地建設を強行しようとしております。

国と地方の間に方針の違いが出た場合、決して国が優越するわけではないことは明

らかです。日本国憲法が明記する地方自治の条項では、95条で、一つの公共団体にのみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票における過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができないと言っておりますが、このことでもわかるように、国と地方は対等な立場、あるいは補完の立場といたしますか、にあるかと思えます。地方自治にも趣旨の条文がありますが、沖縄の問題は、この地方と国のかかわりの問題であり、国が地方の上位にあるのではなく、それぞれの立場で、今、政府がなすべきことは沖縄と徹底的な話し合いで解決すべきであると考え、委員長報告に賛成討論といたします。

○議長 反対討論の方ございませんか。

○1番 (高橋 昭夫) 私は反対という、結果的にそういうことなんですが、請願の趣旨、請願の趣旨は十分にわかりますが、ただ、正確な沖縄の情報が私にはわかりません。情報、メディア、何ていいますか、反対といいますか、そういうような情報が大変多くありますけれども、昨年――昨年、私は沖縄へ中川村議会一行という形で、辺野古への中川議会で研修に行きました。その折、海辺で、その現地ではありますが、海辺で魚をとる、その網の修繕というものをやっていた現地住民がおいでになりまして、ほかの皆さんは場所を見に、現地を見に別に行きましたけれども、私とその住民の方に近づきますと、「何で来た？」と、そういう声がありました。「地元の住民の声や気持ちを知らずに辺野古、反対、反対と余り言われても困る。」と、こういう形のものをですね、大変重い発言で、聞かせてくれました。「自分たちは、ここで生活をしなければならぬ。大事な暮らしの拠点である。」と、「よく考えてやってくれ。」と、ちょっと立腹な様子でもありましたけれども、私は、その折に、反対の声というものが大変多いし、これは重きを置かなければならないことは当然でありますけれども、選挙でああいう結果が出ましたですけど、その選挙の見解というものは、複雑な判断でそういう結果が出たと思いますけれども、やっぱり、長期視点でですね、単なる反対意見、そういうことではなく、賛否の正確な情報を、やっぱり深くつかんで、これから慎重に当たっていくということが私は大事ではないかというように思います。

この請願の件でありますけれども、地方自治法1条2項で、地方自治法、普通公共団体第6章ですね、6章 議会という項目の中に、地方自治体の事務に関係ないことは取り上げないと、また、議会必携の請願、陳情の審議規則にもこう書いてありまして、難しい事項は、直接、国に上げるということで、私は、ちょっと勉強不足かもしれませんが、私は解釈をしております。したがって、本件は、今の段階として反対ということで、討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長 賛成の方。賛成の方。

○9番 (山崎 啓造) この請願ではですね、地方自治法第1条の2に触れております。「住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体に委ねることを基本とし、地方公共団体との間で適切な役割分担をするとともに地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。」とうたわれています。と同時に「全国的な規模

で、もしくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施、その他、このことは国が果たすべき役割を重点的に担う。」とも書かれているわけでありませぬ。

基地問題というのは、まさに全国的な規模で全国的な視野に立って行わなければならないのではないかと思う施策、事業であると思うわけでありませぬ。

したがって、国が本来果たすべき役割ということにはなるとは思いますが、このことも念頭に入れた上ではありますが、沖縄県と政府が徹底した話し合いを通じて和解の道を見出してほしいということは、そのとおりであろうと思しますので、討論いたします。

以上です。

○議 長 討論ありませんか。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、地方自治体の自主性及び自立性の発揮ということは、全国の自治体に共通する重要な課題だというふうに考えております。

また、沖縄県における基地の集中的な問題につきましても、沖縄だけに負わせるということにつきましては疑問のあるところでありませぬ。

しかし、今、山崎議員からも話がありましたように、国防に関することでありませぬ。国防に関することにつきましては、やはり国が責任を持って対応すべき問題だと私は考えております。

したがって、沖縄の基地問題の解決についての請願がある以上、私は反対をしたいと思います。

○議 長 ほかに討論はございませぬか。

○6 番 (柳生 仁) ちょっと発言する立場ではありませぬが、1番議員の発言の中で1条2つて言ったけど、124条の間違ひと思しますので、ちょっと訂正を議員のほうにお願いします。

○議 長 1番議員、今の条項に訂正でよろしいですか。

○1 番 (高橋 昭夫) 今お話されましたように、124条 請願書という項でありませぬ。お願いします。

○議 長 では、そのように訂正をいたします。

そのほか討論ございませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。よって、請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

日程第6 請願第7号 戦争につながる集団的自衛権の行使を具体化する「安全保

障関連二法案」を廃案にすることを求める請願を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めませぬ。

○総務経済委員長 請願第7号 戦争につながる集団的自衛権の行使を具体化する「安全保障関連二法案」を廃案にすることを求める請願について、去る6月15日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました戦争につながる集団的自衛権の行使を具体化する「安全保障関連二法案」を廃案にすることを求める請願について、去る6月17日、役場第1委員会室において、委員全員の出席のもと、紹介議員の説明を受け、慎重に審査しました。

審査の結果は採択です。

請願の趣旨は、安倍首相は、昨年7月、現憲法のもとで今日まで禁止されてきた集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の変更を閣議決定した。さらに、米軍と自衛隊の軍事分担を定める日米防衛協力指針をオバマ大統領と合意し、アメリカ議会で集団的自衛権行使を前提とする法案を夏までに成立させることを約束しました。今国会に提出された新法案は、一本の新法、国際平和支援法と従来からあった10本の法律を一括して改定する法案、平和安全法制整備法の2法案です。この2法案を安全保障関連特別委員会で短時日のうちに強行成立させようとしています。安全保障関連2法案の中身は、アメリカの戦争に日本が参加する仕組みをさまざまな形でつくるものとなっています。自衛隊員をさまざまな形で戦場に投入する道であり、国民が営々と守ってきた憲法9条を破壊する内容です。私たちは、世界に誇る憲法9条を守り、9条を生かした平和な日本を築いていくことを心から望んでいます。

審査の結果は賛成多数で採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「継続審査でよいのではないか。」「最高裁判所が判断する。」「現在のままで国民を守れるか。」「もう少し国会の審議を見るべきだ。」賛成意見として「村民に対する議会の責任である。」「新たに戦争犠牲者を出さない。」「憲法改正からやるべき。」「集団的自衛権行使の議論はおかしい。」「わかりやすくすべきだ。」「戦争体験者の声を聞くべき。」「若い人の命を守りたい。」

以上、報告とします。

慎重なご審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めませぬ。

次に討論を行います。

最初に反対討論がありましたら。

○9 番 (山崎 啓造) 集团的自衛権に対する自分の考えは一般質問でも触れております。近年の国際情勢は激変しています。隣国の異常なまでの軍拡の実態、その脅威の中で日本が単独で我が国の領土、領海、また国民を守り抜くことは並大抵でなく、非常に難しいのが現実であります。

日本の安全保障対策の根幹は専守防衛であることは言うまでもありません。

集团的自衛権行使容認の議論は、他国に攻め入るのではなく、専ら日本を守るためであると自分は理解しています。

政府の憲法解釈は過去にも変更された事例があります。1954年の自衛隊発足当初、自衛隊員は文民、いわゆる軍人でないとされてきました。しかしながら、1965年、文民に当たらないという正反対の解釈がなされたように、解釈は絶対不動ではなく、時代や状況によって、当然、変更されることもあるのではないのでしょうか。かといって、都合のよい解釈変更は、許されるべきものではないことは当然であります。

今の国会での論争を見ていると、合憲か違憲かが前面に出てしまい、肝心かなめの議論がいまいちのように見えてなりません、これは自分だけでしょうか。

違憲だから、即、廃案だという拙速な判断はいかがなものでしょうか。

憲法のこの部分に整合はしていない、現憲法とは合わない、また、自衛隊法のこの条項に抵触するとどうなんだといったような主張をして、対案なり修正案を出して、じっくり議論することが国民にも理解される、よく見える国会になるのではないのでしょうか。

国会は、つまり立法の府であるのでありますから、国民のための国のためになる法律をつくってもらわねばなりません。そうでないと一番困るのは国民であります。

また、安保法を改正することで日本が戦争をする国になるのなどと言う人がいますが、これはえらい指摘違いではないのでしょうか。

さきの大戦の反省と教訓から、今日の日本国の中に戦争を容認する人は誰一人もないと私は思っております。そのような法律をつくれば、国民が認めるはずもなく、政権は、即、崩壊するでしょう。国民はそんなに無知ではありません。

廃案という短絡的な提案には、正直、賛同できません。先ほども申しましたが、対案、修正案を出した上で、国は、性急に事を進めるのではなく、国民に的確な情報を提供し、立法機関である国会で十分な議論を尽くした上で、国民の判断を尊重し、結論を出すべきでありますといったような主旨の意見書が提出されるのが私は最も望ましいと思うわけであります。

以上です。

○議 長 賛成討論の方がありましたら。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、集团的自衛権の、特に安全保障に関連する法案について、賛成、反対という立場ではなく、違う見解の中で賛成討論をしたいというふうに思います。

私は、憲法というのは、時の権力者がその意思で権力を振りかざすことがないように制定されており、時の政府、時の権力者といえますかは、みずから律して憲法を守

る義務があると考えております。この基本姿勢がなければ、立憲主義、あるいは法治国家ではなくなってしまい、独裁国家になってしまうと考えております。そのことは憲法第99条に明確に規定されているわけです。したがって、時の政府は、憲法のもと、厳格に政権運営を行うべきものと考えております。

また、憲法第9条の第2項では、戦力の保持、交戦権を認めておらず、もし、集团的自衛権を制定するなら、憲法の改正をしなければ、私は行使できないというふうに考えております。したがって、そういう意味で賛成という討論にしたいと思います。

○議 長 ほかに討論ありますか。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は、戦争につながる集团的自衛権の行使を具体化する安全保障関連2法案を廃案にすることを求める意見書の提出について賛成の討論を行います。

戦後70年、過去の戦争を間違いと言えない安倍政権、間違った戦争と認められることを拒み続けています。アメリカの起こしたイラク戦争、アメリカの国民の多くがああ戦争は間違いだったと言っています。あの戦争を支持した日本政府は、間違いだった戦争だったことを認めようとしていません。歴史の事実に向かえ会えず、戦争への反省のない勢力が戦争へ暴走することは、アジアと世界にとって危険極まりないことです。二度と海外で戦争をしないと誓った憲法の平和原則を根本から破壊し、日本を米国とともに海外で戦争する国につくり変えるものです。平和安全法制どころか、戦争法案そのものであり、憲法9条のもとで許されていいはずがありません。9条は、1項で戦争を放棄したのに加え、2項で戦力の放棄と交戦権の否認を定めています。世界でもまれな徹底した不戦の誓いを示したものです。

戦争法案は9条改憲の突破口です。憲法解釈を変更して法律で憲法を破壊し、その後明文憲法に踏み込む、こんなやり方は、憲法改定手続と国民主権を無視するものです。憲法と憲法に基づき国家権力を縛る立憲主義を踏みにじるやり方です。

村民はもちろん、多くの国民の願いである戦争のない平和な社会の発展、そのために思想や信条を越えた1点で法案措置の国民的協働が大きく広がっています。

安倍首相は、8月までには法案の成立をとアメリカ議会で約束してきました。それを許すわけにはいきません。

村民の多くの不戦の思いを、今、国に届けなければなりません。それを背負っている議会議員として、さらに皆さんと力を合わせて、この法案を必ず廃案にしていきたいというふうに思っています。

以上、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はございませんか。

○1 番 (高橋 昭夫) 私は反対の立場で討論をいたします。

まず、国会は、現在、会期中で、審議が行われております。まだ、結論がどうなるかはわかりません。十分に審議を尽くしてもらおうと、それを見守ることが大変大事だと、こう思います。

法案には、第3要件という歯どめ、限定条件がついていて、9条でも許されると理解しております。

それから、法案についてですが、決して憲法違反とか立憲主義の逸脱ということではないと思っております。

他国が攻撃された場合でも、日本の存立が根底から覆される場合には、集団的自衛権を行使することは憲法に反しないと私は理解しております。

以上の点から、本件の2法案を廃案とする請願については反対ということでありませぬ。

○議 長 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、請願第7号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

次に、

日程第7 請願第8号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める請願

を議題といたします。

既に同じ内容の請願が採択をされておりますので、請願第8号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める請願は採択されたものとみなします。

日程第8 陳情第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための完全かつ確実な運用に関する意見書（決議）採択を求める陳情

を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは報告いたします。

去る6月15日、本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました陳情、受理番号1番、年金積立金の専ら被保険者の利益のための完全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める陳情について、6月17日、委員全員出席のもと、役場第2委員会室において慎重に審査をいたしました。

審査の結果は採択です。

審査の過程で出された意見について申し上げます。

「年金制度に対する国民の不信感は根強く、疑問点も非常に多い。年金の運用を独立行政法人のみに任せるのはいかなものか。被保険者、受給者が被害を被ることのないよう、目が行き届き、物が言える体制づくりは大切である。」等の意見が出されました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

○7 番 (小池 厚) 私は、この陳情に対して賛成の立場で討論に臨みたいと思います。

私、退職してから3年間、長野県建設業協会の飯田支部の事務局長というところで仕事をやっております、皆さん既に御存じのように、厚生年金基金の問題で、運用機関にです、詐欺まがいのことをやられまして、大きな穴をあけまして、上乘せ部分が無くなってしまふという、そういった負い目を受けたわけでございます。現在、この厚生年金基金の解散ということで進んでいるようですが、失った部分は帰ってきません。これまで一生懸命、従業員初め会社の経営者、それぞれが積んできたものが何もないわけでございます。補填分ってどうか、穴のあいた部分をさらに出せということは無くなるようでございますが、今回のこの問題にしまして、独立行政法人に任せてリスクの高い運用をすることになりますと、もし、万が一にもです、大きな欠損が出たときに積み立てたものがどこかへ消えてしまふわけでございまして、こういった危ないものをです、国がです、やること自体、この眠っている金をです、うまく使おうという非常に危険は動きが見え隠れしているわけでございまして、こういったものに対しては、きつく国民の目を光らせてです、きっちり、もっとしっかりした運用をしていくように国のほうに言うべきでございまして、そういった点で賛成討論ということで参加しました。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

日程第9 陳情第2号 「非核・平和都市宣言」に反する集団的自衛権の行使にもとづく安保関連法案に反対の決議を求める陳情

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 陳情第2号 「非核・平和都市宣言」に反する集団的自衛権の行使にもとづく安保

関連法案に反対の決議を求める陳情、去る6月15日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました「非核・平和都市宣言」に反する集団的自衛権の行使にもとづく安保関連法案に反対の決議を求める陳情、6月17日、役場第1委員会室において委員全員の出席のもと慎重に審査しました。

審査の結果は採択です。

陳情の趣旨は、中川村議会は、昭和59年に非核平和都市宣言をしました。宣言は、核兵器の廃絶に比重を置いてはいるものの、戦争拒否の上に発せられた平和宣言であることが明瞭にうたわれています。集団的自衛権の行使は戦争宣言、米軍、多国籍軍を地球規模で後方支援する安保関連法は戦争加担です。平和は軍事的緊張を極大化するだけの抑止力を頼むかりそめの平和、恐怖の平和でしかなく、村民とともに非核平和都市宣言に反することが明白な集団的自衛権の行使に基づく安保関連法案に反対を表明する決議を求めます。

審査の結果、賛成多数で採択となりました。

決議文を作成し、今定例会に提出することになりました。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「継続審査でもよいのではないか。今国会で審議している。もう少し慎重にすべき。」賛成意見として「平和都市宣言として安保は矛盾している。許せない立場でいるので賛成。」「村の非核平和都市宣言とあわせて地方人として上げていきたい。」

以上、報告とします。

慎重なご審議をお願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○2番 (湯澤 賢一) ことしの公務殉職者慰霊祭におきまして、上伊那の遺族会の会長が政府の集団的自衛権行使に対する危惧を表明しながら、慰霊碑に向かって「しかし、安心して下さい。私たちは決して戦争への道は進みません。」このように述べられました。そのように締めくくっておられました。本当に私は感銘しました。

非核平和都市宣言、昭和59年、今から、もう30年も前ですが、私たちの先輩たちが、この議会で、この宣言をしてくれた。しかも、非核の会っていう会があるわけですが、この会に正会員として入っている村は本当に少ない、全国でも数少ない、非核平和都市宣言をやっている自治体は山ほどありますが、ちゃんとした、その会に入っている、しかも会費まで納めている会というのはほとんどありません。中川村、そうしたことを誇りに思います。そう思いまして、この委員長報告に賛成の立場で討論とします。

○議長 ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

次に、

日程第10 陳情第3号 「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」の提出についての陳情書

について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択されておりますので、陳情第3号 「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」の提出についての陳情書は採択されたものとみなします。

日程第11 陳情第4号 TPPに関する国会決議の実現を求める陳情を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 陳情第4号 TPPに関する国会決議の実現を求める陳情、去る6月15日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第4号 TPPに関する国会決議の実現を求める陳情、去る6月17日、役場第1委員会室において委員全員の出席のもと慎重に審査しました。

審査の結果は採択です。

陳情の趣旨は、TPP交渉をめぐる情勢につきましては、交渉の大筋合意を目指し、鍵となる大統領貿易推進権限、TPAの米国議会での成立に向けた審議の進展や交渉参加12カ国の主席交渉会合での交渉は重大局面を迎えています。特に米や牛肉、豚肉など重要品目を含めて譲歩も検討しているかのような報道がされ、米価下落、生産資材の高騰などの中で将来展望が描けないでいる全国農業者においては、さらなる不安と懸念が拡大しています。上伊那の農業においては、農畜産物の関税撤廃がされた場合、米、果樹、野菜、牛肉、生乳等を中心に管内の精算額の3分の1に当たる88億円余が生産減少が試算されるなど、農家経営に甚大な影響を及ぼすことは必至であり、政府与党が目指す農業、農村の所得増大や地方創生と逆行していると言わざるを得ません。TPP交渉においては、農林水産物の重要品目の取り扱いはもちろん、食の安全やISD条項など、国民の食と命と暮らしにかかわる事項を定めた衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること、米国では連邦議会議員に対する交渉文書の閲覧など情報開示の取り組みが行われているとされており、我が国においても幅広い国民的議論を行う観点から全国に速やかに報告するとともに国民への十分な情報提供を行うとする衆参農林水産委員会決議を徹底すること。

審査の結果、全員賛成で採択となりました。



審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「全国の農家に寄り添っていくべき。」「譲歩に次ぐ譲歩はだめだ。」「国民は今の政府のやり方を見ているということを書いていくべきだ。」

以上、報告とします。

慎重なご審議をお願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○3番 (松澤 文昭) TPP交渉におきましては、アメリカ議会では貿易の自由化に批判的な議員から交渉妥結に不可欠なTPA法案の反対意見が噴出しており、TPA法案の成立が混迷をしております。TPA法案の成立なくしてTPPの成立はなく、交渉の行方も不透明となっております。

TPPは、御承知のように、農林業への影響のみならず、食の安全、医療制度、保険など国民生活に広く影響を及ぼし、特にISD条項により国家主権が脅かされるおそれもあります。

政府は、交渉に当たって、農産物の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱することを明記した衆参農林水産委員会の順守と国民に約束してきた選挙公約を守るために、国会決議を守るよう強く要請し、賛成討論といたします。

○議長 ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

日程第12 発議第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○1番 (高橋 昭夫) それでは、「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書案を朗読をいたします。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより義務教育の機会均等とその水準の維持、向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から、政府は、国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化をしてきた。

また、平成18年、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。

今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっている。

そこで、平成28年度予算編成においては、義務教育の水準の維持、向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1、教育の機会均等とその水準の維持、向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元すること。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第2号 国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 趣旨説明を求めます。

○2番 (湯澤 賢一) それでは、案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書

すべての子どもに行き届いた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすこ

とができない。少人数学級は、生徒一人一人の個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や教職員の負担軽減を図る上で効果的である。

長野県では、平成25年度、30人学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年において35人学級が実施されることとなった。

しかし、平成23年に改正された義務標準法では、学級定員が小学校1年は35人であるが、小学校2年生以降は40人のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級に伴って増える教員を臨時的任用教員で配置することから学校現場に臨任の教員が大幅に増えたりしている状況である。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持、向上を図る上で重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要がある。

義務標準法改正により小中学校の全学年で30人以下学級を速やかに実現するよう強く要請する。

また、長野県では、少子化が進む中で県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。

児童・生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級が解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考え。そのためにも、GDP比で大変低い水準にある教育費をOECDの平均並みに引き上げることが必要である。

豊かな教育を進めるために以下の点を強く要請する。

記

1、国の責任において30人以下学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために教育予算の大幅増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 これより質疑を行います。

質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第3号 沖縄の新基地問題の解決に当たり地方自治の堅持を政府に求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (小池 厚) それでは、私のほうから案文の朗読をいたしまして趣旨説明といたします。

沖縄の新基地問題の解決に当たり地方自治の堅持を政府に求める意見書

沖縄の辺野古新基地建設問題は、国と沖縄県の2者の関係にとどまらず、国と地方との間に方針の違いが生じたときにどのように解決すべきかの試金石として全国の自治体に共通する課題だと考えます。

私たち地方自治体の存立の目的は、自治法の第1条の2に記されているように、住民の命と安全を守り、住民福祉の増進にあります。そのために、国は地方自治体との適切な役割分担を守り、地方自治体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないとしています。

沖縄は1972年に祖国復帰しましたが、米軍基地の74%が集中する状況は是正されずに今日に至り、基地に伴う事件は後を絶たず、今も住民福祉が基地によって脅かされています。

もし沖縄県を例外にするならば、それは地方自治の理念を曇らせることになりかねません。

今、政府がすべきことは、基地建設を強行することではなく、沖縄県との徹底した話し合いを通じて問題の打開の道を見出すことです。

以上の見地から、地方自治の本旨を尊重して沖縄の新基地問題の解決に当たられることを日本政府に強く求めます。

よろしくご審議をお願いします。

○議 長 これより質疑を行います。

質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 発議第 4 号 戦争につながる集団的自衛権の行使を具体化する「安全保障関連二法案」を廃案にすることを求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (小池 厚) それでは案文を朗読して趣旨説明にいたします。

戦争につながる集団的自衛権の行使を具体化する「安全保障関連二法案」を廃案にすることを求める意見書

今国会に提出された安全保障関連 2 法案は、憲法により禁じられている戦闘地域への自衛隊派兵を認め、銃弾が飛び交う戦闘現場になっても活動を休止するだけで撤退はしないと決められようとしています。自衛隊の武器使用については、自己防護、正当防衛に限られてきたものから大きく課題され、自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出ることは避けられません。

また、日本が攻撃されてもいないのに存立危機事態と政府が判断すれば参戦する仕組みをつくらうとしています。重要影響事態（日本の経済や社会に重要な影響を与える事態）と判断すれば、日本周辺に限らず、世界中で米国の戦争支援を行うことになります。

米国の戦争を支援するために、いつでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法の名称が国際平和支援法と言われていますが、自衛隊が行う支援は補給、輸送、修理、整備、医療など多岐にわたります。この法律により弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備をしている航空機への給油、整備も可能になります。これでは、国際平和支援法ではなく、国際戦争支援法と言わざるを得ません。

このような集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連 2 法案は憲法第 9 条を根本から破壊する法律です。この 2 つの法案を安倍首相は国会を延長してまで強引に成立させようとしています。日本を海外で戦争する国にする道は許されません。

記

安全保障関連 2 法案について廃案にすること。

よろしく願います。

○議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。よって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 発議第 5 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○3 番 (松澤 文昭) それでは、私のほうから年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の案文を朗読しまして意見書の提案とさせていただきます。

公的年金は、高齢者世帯収入の 7 割を占め、6 割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の 17%前後、家計の最終消費支出の 20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である日本再興戦略などにおいて年金積立金管理運用独立行政法人に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、G P I F には保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の確認がないまま政府が一方的に見直しの方向を示すことは問題であると言わざるを得ません。

リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は、厚生労働大臣や G P I F が責任をとるわけではなく、被保険者、受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し下記の事項を強く要望します。

記

1、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2、これまでの安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。

3、G P I F において保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり  
質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。  
日程第17 発議第6号 「非核・平和都市宣言」に反する集団的自衛権の行使にもとづく安保関連法案に反対の決議について  
を議題といたします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○4 番 (鈴木 絹子) 案文を朗読して決議の提案とします。  
「非核・平和都市宣言」に反する集団的自衛権の行使にもとづく安保関連法案に反対の決議。  
中川村議会は、昭和59年に非核平和都市宣言を決議しました。  
戦争のない明るい住みよいあしたの世界を願い、世界の恒久平和を村民と共有する宣言でもあります。  
しかるに、今、日本が直面している集団的自衛権の行使容認は、村民とともに願う非核平和都市宣言の恒久平和とは無縁のものです。  
武力紛争や戦争が絶え間なく頻発する世界に、今こそ、この平和宣言を高く掲げたいと思うものです。  
よって、非核平和都市宣言に反することが明白な集団的自衛権の行使の基づく安保関連法案に反対を表明します。  
以上、決議する。  
審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり  
質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。  
日程第18 発議第7号 TPPに関する国会決議の実現を求める意見書の提出について  
を議題といたします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○8 番 (大原 孝芳) では、案文を朗読して説明とさせていただきます。  
TPPに関する国会決議の実現を求める意見書。  
TPPは、食の安全・安心、ISDなど国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含むばかりでなく、日本農業に壊滅的な影響を与えると危惧されています。  
上伊那農業においても、農畜産物の関税撤廃がされた場合、米、果樹、野菜、牛肉、豚肉、生乳等を中心に管内生産額の3分の1に当たる88億円余りの生産減少が試算されるなど、政府与党が目指す農業、農村の所得増大や地方創生と逆行していると言わざるを得ません。  
このような中、特に米や牛肉、豚肉などの重要品目を含めて譲歩も検討しているかのような報道がされ、米価下落、生産資材の高騰などの中で将来展望が描けないでいる農業者にさらなる不安と懸念が拡大しています。  
政府は、TPP交渉に際し、農林水産物の重要品目の取り扱いはもちろん、食の安全やISD条項など、国民の食と命、暮らしにかかわる事項を定めた衆参農林水産委員会決議を必ず実現しなければなりません。  
あわせて、米国では連邦議会議員に対する交渉文書の閲覧など情報開示の取り組みが行われているとされており、我が国においても幅広い国民的議論を行う観点から国会に速やかに報告するとともに国民への十分な情報提供を行うとする衆参農林水産委員会決議を徹底するよう要請します。  
以上、検討をよろしくお願いたします。

○議 長 これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり  
質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長 [賛成者挙手]  
全員賛成です。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。  
日程第19 発議第8号 「不戦の誓い」決議について  
を議題といたします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○7番 (小池 厚) 私のほうから、不戦の誓い決議について、その提案理由を述べさせていただきます。  
現在、会期末を控えました第189通常国会で安全保障関連法案が審議をされております。  
しかし、この間の経過を見ておきますと、憲法審査会に呼ばれた3人の憲法学者が、全員、この法案が憲法違反だと断言していたり、政府のこれに対する反論の根拠が戦後間もない1959年の砂川事件の最高裁判決でしかないことを知るとき、なぜ、今、こんなに性急に憲法違反の、しかも不十分な中身の法案を会期の延長をしてまで通そうとしているのか、国民世論と乖離していると言わざるを得ません。  
戦後70年、私たちは、さきの大戦からの苦い教訓を学び、二度と再び戦争をしないことを宣言し、日本国憲法で戦争放棄、武力による紛争解決ではなく相互信頼と平和的な話し合いによる解決を希求する道を決めました。  
最近の国際情勢の変化は、力による制圧と懐疑心に基づく防衛力の強化が叫ばれ、日本ではアメリカとの軍事同盟の強化が一層進んでいます。  
私たちは、こうした戦争に向かう動きに対して、中川村民の代表として憲法にうたう戦争放棄による平和主義を今こそ一層高く掲げ、不戦の誓い決議を採択すべきと提案をいたすものでございます。  
以上です。

○議長 これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり  
質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
反対討論がありましたら、最初に。

○1番 (高橋 昭夫) 私は、大変趣旨がよくて、反対という意味ではありませんけれども、実は、きょう、この用紙を始めて見るという議員がおいでになります。こうした重要

な案件というものは、やはり議会の始まる前に提出をすべきかと、こう思うわけがあります。先ほども、運営委員会でも、こういう旨のお話をさせていただきましたけれども、これは、やっぱり、こういう状態で宣言をするという、そういうことになりますと、私どもは村民の代表でありますもんで、そういう中において、やはり多くの人の声を聞くことも大事であるし、そして、何か思いつきというか、そういう感じでない、今のお話ですと思いつきではないことはわかりますけれども、やはり、きょう出して、きょう結論をとという形においては、私は、やはり、その姿勢、あるいはルールとして、ちょっとどうかなあと、そんなことを思います。手順として、全協で協議をして、そして慎重に進めていただくと、そのことを思い、ちょっと取り下げ、十分協議をしていただくということを希望申し上げ、反対討論にさせていただきます。  
以上であります。

○議長 ほかに討論。

○2番 (湯澤 賢一) 私は賛成の立場で討論させていただきます。  
小池厚議員の提出した不戦の誓い宣言、これに賛同した立場もあります。よろしくお願いいたします。  
議員が一般質問で主張されましたように、不戦の誓いの決議を議会に求める議案であります。小池議員が今定例会の一般質問の中で、父親がインパール作戦に参戦し、他民族を殺し苦しめた父親を持つ子として二度と再び親たちの過ちを繰り返さないという強い思いで、また強い決意で、この不戦の誓い宣言の議案を提出されました。御存じかと思いますが、インパール作戦とは、1944年3月に日本陸軍により開始され7月初旬まで継続されたインド北東部の都市インパール攻略を目指した作戦のことですが、補給戦を軽視したずさんな作戦により多くの犠牲を出して歴史的敗北を決し、まさに無謀な作戦の代名詞として現代でもしばしば引用されていますが、その少ないインパール作戦の生還者として、また証人として、さらに親として子どもである小池厚議員に言い残した反戦平和の遺言ともいえるべき、これは誓いの宣言の案文であります。この遺言ともいえる案文は、一人、小池厚議員への遺言ではなくて、私たちみんなに残された、まさに共有しなければならない遺言であると私は思います。  
兵事関係の資料がたくさん残る中川村で、今、この時期に議会が不戦の誓いを決議することは、本当に素晴らしいことだと私は考えます。  
以上、申しまして、私の賛成討論といたします。

○議長 ほかに討論はありませんか。

○6番 (柳生 仁) 私は、ただいまの小池議員から提出されました不戦の誓いの決議について、大変重要な案件であります。単純に賛成とか反対とか、そういう議案ではないと、前段、1番議員が申しあげましたように、きょうになって出てきて、この1時間ばかりの間にこの話を聞いて、さあ、結論出せというものかどうかっていうことをいま一度慎重に考えるべきだと思っております。  
私は、この案文につきましては、継続審査ってということで、反対でなくてやっていきたいと思っておりますけれども、私は、戦争には断固反対であります。今も、きょう、

集団自衛権等は手を挙げませんでしたけども、戦争を容認しているわけではありませんで、勘違いしないでください。戦争は絶対よくありません。

しかし、私は、そんな中で、戦後生まれでもって、父が子どものころ、毎日、風呂でもって戦争の話をしてくれました。本当に赤裸々に生々しく聞かせていただいたので、本当によく覚えておりますけども、その中身は余りにもひどいんでお話ししませんけども、そうした中で、戦争ってよくないなあっていうことは聞いてまいりました。銃弾の飛び交う中を本当に果敢に走り回ったようであります。また、仲間がけがしたときなども本当につらい思いをしたと、そして、船でもって沈んでいくときなんかも必死で泳いだり、ボーイさんたちとのやりとりでもってうまく助かったとか、そんな話も聞いてまいりました。戦争っていうものは、いいことは全くないと思っております。

そうした中で、しかし、力強い守りというものもなげにやあいかなあということも思っております。

今回の発議につきましては、中川村は、昭和 59 年、非核平和都市宣言が議会から発議され、現在に至っております。

また、無防備都市宣言も行っております。

私は、現在、村で、この 2 つの戦争をしない宣言があり、また、今回、出された集団的自衛権、安保法制など、請願中、すべて採択になったこの上においては、ただいま出されました不戦の誓い決議につきましては、慎重に議論する必要があるということ、大切な発議ではありますけども、一呼吸おいて継続審査をし、やっていくべきだと思いますので、以上、発言とします。

〔議長、語句の訂正をお願いします〕と呼ぶ者あり

○議長 長 今、柳生議員が無防備都市宣言を採択されたって言われましたけど、これは否決されていると思いますが、提案されたということだけでいいですか。

○6 番 (柳生 仁) インターネットを見ただけでございますので、その中に中川村が入っておりますので、そう申し上げました。もし間違っておりましたら、村長、訂正をお願いします。これ、一番詳しい方。

○議長 長 不採択になっておりますので、出した？ああ、そうです？  
○6 番 (柳生 仁) 間違っているようなら、無防備都市宣言の言葉は取り消してください。

以上です。

○議長 長 わかりました。

ほかに討論はありませんか。

○4 番 (鈴木 絹子) 賛成の立場で討論します。

私は、国民の 80% に及ぶ反対及び慎重審議をという声がある中、どうしてそんなにこの法案の成立を急ぐのか理解できません。

戦争に賛成する人がいないなら、この法案は不要と考えます。

企業は武器をつくってもうけている現実があります。これは戦争のためのものです。

先の戦争を体験した人たち、戦地に行って生き残った人、命を落とした人、遺族となった人の思いに沿い、また、日本の原爆で家族を失い、みずからも苦しい人生を送っている人たちの思いにも沿い、考えるとき、二度と戦争はしないという決意を持ち続けなければいけないと思うものです。

最大の環境破壊でもあります。

武力では決して平和は守れません。戦争は人間がつくり出すもの、ならば、とめるのも人間です。

国を守るというのなら、外交による平和的解決で目指すことができると思います。

命の大切さを思うとき、村の福祉、暮らしを守る村の議員として、不戦の誓いの提案を心より歓迎し、賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論ありませんか。

○8 番 (大原 孝芳) 私もこの不戦の誓いに賛成の立場で討論いたします。

ことは、まさに戦後 70 周年という節目の年でございます。そして、また、ここに先ほどから話題になっていきます集団的自衛権の行使を容認するといった大きな日本の戦後の安全保障に対して大きな、何ていうんですか、そういうことを決める、それから、憲法についても合憲、違憲とありながら、憲法を違憲とされているにもかかわらずですね、それを、また解釈で変えていこうという、非常に、まさに、今まで言われてきたように、無謀な、何ていうんですかね、非常に国民を愚弄したような論議が国会で行われています。

そうした中で、先ほどから、中川村議会においては、こうしたことが拙速であるとか、もっと議論したほうがいい、そんなような意見も出ていますが、まさに、こうしたことは、中川村の議会として、この時期に出すということが大きな意味がございませぬ。

したがって、私は、拙速でも何でもなし、まさに、非核原則、それから平和都市宣言よりももう一歩進んで、不戦の誓いといった大きな宣言をすることによって中川村の村民を守ると、そういった状況から守る、そういった一歩を踏み出す非常に意義ある決議だと考えます。よって、賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これにて討論を終わりとします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 賛成多数です。よって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

〔「議長、決意文は」と呼ぶ者あり〕

○7 番 (小池 厚) 何か朗読……。提案趣旨の説明をただけなんですけど、よろしいん

ですか。

○議 長 暫時休憩にします。  
[午後3時53分 休憩]  
[午後3時55分 再開]

○議 長 会議を再開します。  
前へ戻しまして、決議文の朗読をお願いします。

○7 番 (小池 厚) すみません。決議文をどこで言ったらいいか、ちょっとわからなかったもんですから、発表せずに提案理由のみで終わったので、すみません、行き違いが生じてしまいました。おわびします。  
不戦の誓い決議、案文を朗読いたします。  
私たち日本国民は、戦後70年間、現憲法のもとで、一度も他民族を殺さず、国際的にも平和国家として信用されてきた。  
けれども、ここに来て、にわかにな臭い動きが出てきている。自分たちの都合のよい解釈によって憲法にうたう戦争放棄を骨抜きにし、あえて仮想敵国をつくり、集団的自衛権と称し、我が国を専守防衛から海外で戦争をする国に変えようとしている。  
さきの大戦で中国を初め東南アジアの諸国民に塗炭の苦しみを与えた深い反省の上に立ち、二度と再び戦争をする国の国民にならないよう、ここに不戦の誓いを心を込めて宣言する。  
以上、決議する。

○議 長 これより採決を行います。再度。すみません。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔「決議文は質疑をしないんですか」と呼ぶ者あり〕

○議 長 暫時休憩します。  
[午後3時58分 休憩]  
[午後3時59分 再開]

○議 長 会議を再開します。  
決議文に対する質疑を行います。

○6 番 (柳生 仁) 先ほど私は継続審査を申し上げたけど、継続審査にはならなかったんですけど、この文言の他民族を殺すという言葉が適当かどうかということを確認したいと思います。他民族と争うとか何とか、そういう表現のほうがいいのかなど、人を殺すという文言を使っていいかどうか、ちょっと疑問に思いますので確認します。

○7 番 (小池 厚) 表現がちょっときつかったかもしれませんが、ちょっと、今、どういうふうに直したらいいか、ちょっと考えておりませんが、実際には、ちょっと考えさせてください。

○議 長 文言訂正をいたします？

○7 番 (小池 厚) ちょっと、それも含めて検討させていただきます。

○議 長 暫時休憩とします。  
[午後4時00分 休憩]

[午後4時05分 再開]

○議 長 会議を再開いたします。

○7 番 (小池 厚) 先ほど6番議員のほうから指摘されました字句ですが、「他民族を殺さず」をです、ね、「海外で戦争をせず」、「海外で戦争をせず」に修正をしていただきたいと思います。

○議 長 ただいま質問に対して発議者の小池議員のほうから「海外で戦争をせず」というふうな決議文を修正をするということで確認をお願いをいたします。  
ほかに質問がありましたら。――質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。  
日程第20 委員会の閉会中の継続調査について  
を議題といたします。  
議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りいたします。  
本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。  
これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。  
ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村 長 平成27年中川村議会6月定例会の閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。  
今定例会では、提案申し上げましたすべての議案につきまして原案どおりお認めをいただき、まことにありがとうございました。  
また、本日は、沖縄の新基地問題の解決に当たり、地方自治の堅持を政府に求める請願、戦争につながる集団的自衛権の行使を具体化する安全保障関連2法案を廃案にすることを求める請願、そして、小池議員提出の不戦の誓いの決議など、多くが採択されました。いずれもこれからの日本や地方自治のあるべき姿など高い問題意識に根

差した勇気ある決議であり、私も一村民として中川村議会の対応を大変誇らしく感じました。

もうしばらく梅雨のうっとうしい季節が続きますが、梅雨が明ければどんちゃん祭りがやってきます。暑いさなかではありますが、議員各位には、それぞれ役割を担っていただき、ご苦労をおかけします。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

この夏をご健勝にて乗り切っていただき、引き続き村民のためにご活躍をいただきますことをお願ひ申し上げ、定例議会閉会のあいさつといたします。

大変お疲れさまでございました。

ありがとうございました。

○議長 以上をもって平成27年6月中川村議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願ひます。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時10分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_